

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 使用者の不当労働行為 ①

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

使用者の不当労働行為 ①

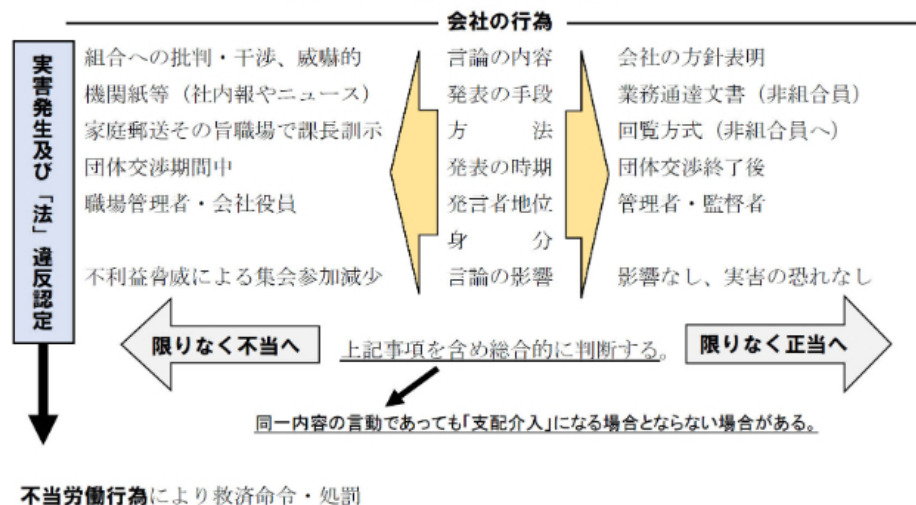
使用者(会社)の言論と支配介入

憲法第21条の言論の自由は、使用者だからと言って、否定されるものではない。しかし、憲法第28条の労働基本権（団結権・団体交渉権・団体行動権）を侵害してはならないという制約を受けることは免れない。

使用者（会社）の言論が組合の結成、運営にわたる場合は不当労働行為として禁止の対処となると解すべきである。

これを具体的に言えば、組合に対する使用者（会社）の言論が不当労働行為に該当するかどうかは、**言論の内容、発表の手段、方法、発表の時期、発表者の地位、身分、言論発表の与える影響などを総合して判断し、当該言論が組合員に対し威嚇的效果を与え、組合の組織、運営に現実に影響を及ぼすような場合はもちろん、一般に影響を及ぼす可能性のある場合も支配介入となる。**（プリマハム事件：最高裁二小判昭57.9.10）

言論による「不当労働行為」の目安



使用者の不当労働行為(PDF版)

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

▶ キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

▶ サイトマップ ▶ このサイトについて ▶ 個人情報保護の取組みについて

▶ ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.